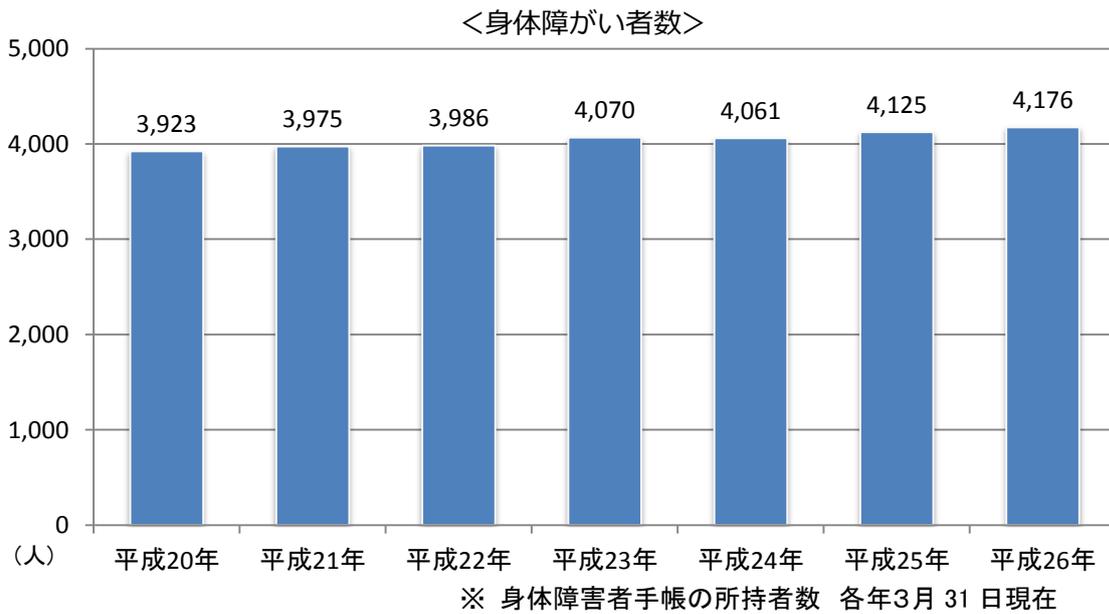


## 第2章 障がい者を取り巻く状況

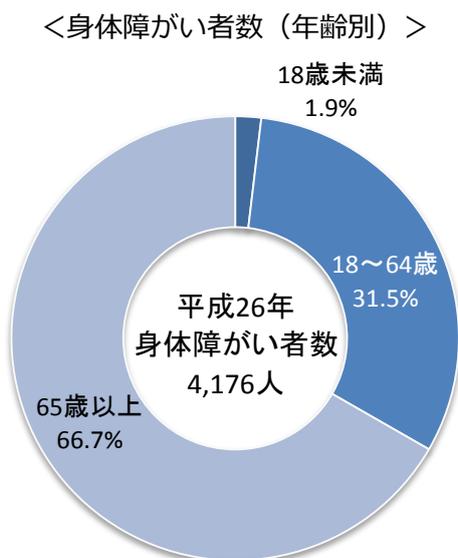
### 1 障がい者数の状況

#### (1) 身体障がい者

身体障がい者数は、平成26年3月31日現在、4,176人です。平成20年から  
の6年間で253人増加しています。



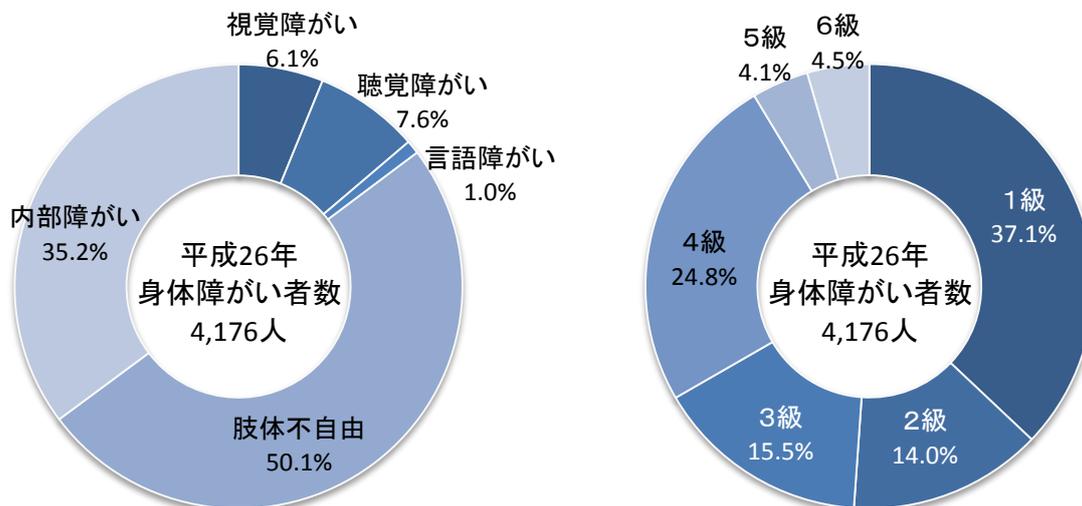
年齢別にみると、65歳以上が3分の2を占めています。



障がい種類別にみると、肢体不自由 50.1%、内部障がい 35.2%、聴覚障がい 7.6%、視覚障がい 6.1%、言語障がい 1.0%の構成となっています。

障がい等級別にみると、1級 37.1%、2級 14.0%、3級 15.5%、4級 24.8%、5級 4.1%、6級 4.5%の構成となっています。

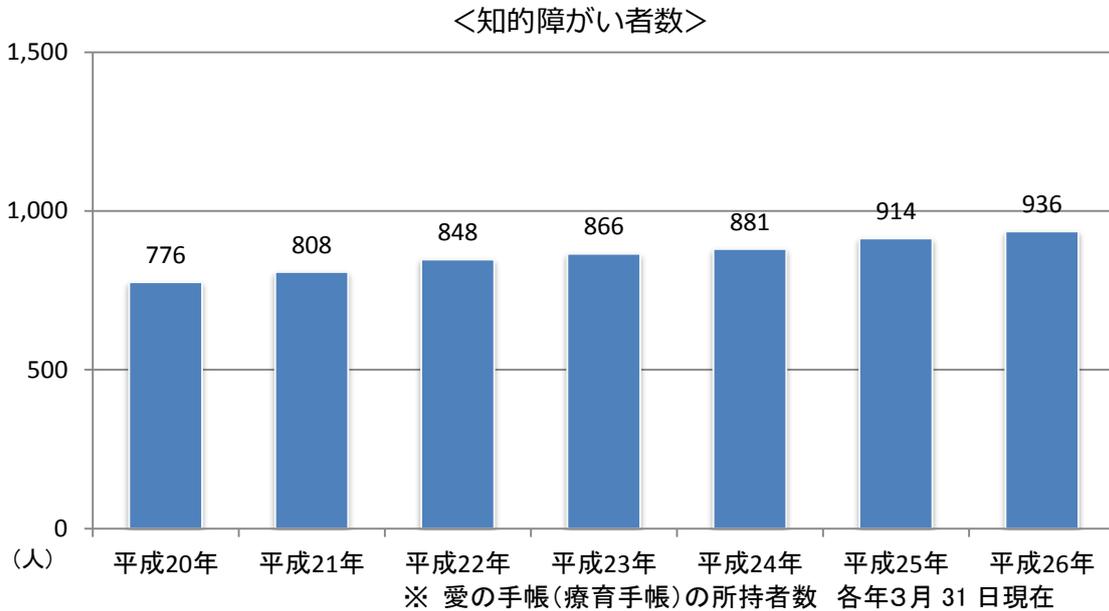
＜身体障がい者数（障がい種類別、障がい等級別）＞



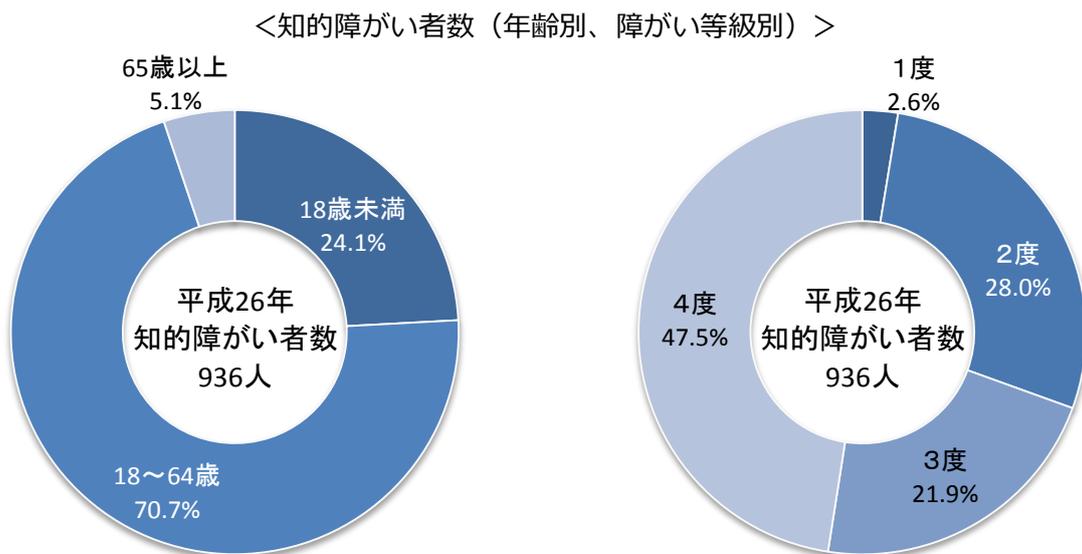
※ 代表障がい(複数の障がいがある場合の重い障がい)による

## (2) 知的障がい者

知的障がい者数は、平成26年3月31日現在、936人です。平成20年度からの6年間で160人増加しています。

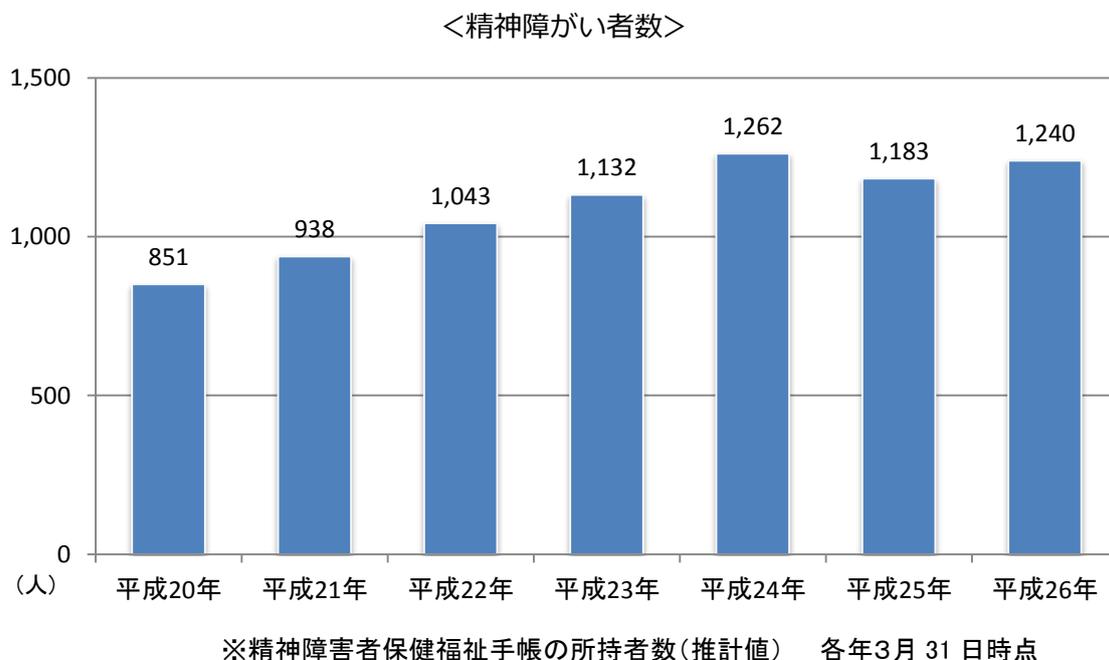


年齢別にみると、18歳未満が24.1%、18～64歳が70.7%を占めています。  
障がい等級別にみると、1度2.6%、2度28.0%、3度21.9%、4度47.5%の構成となっています。

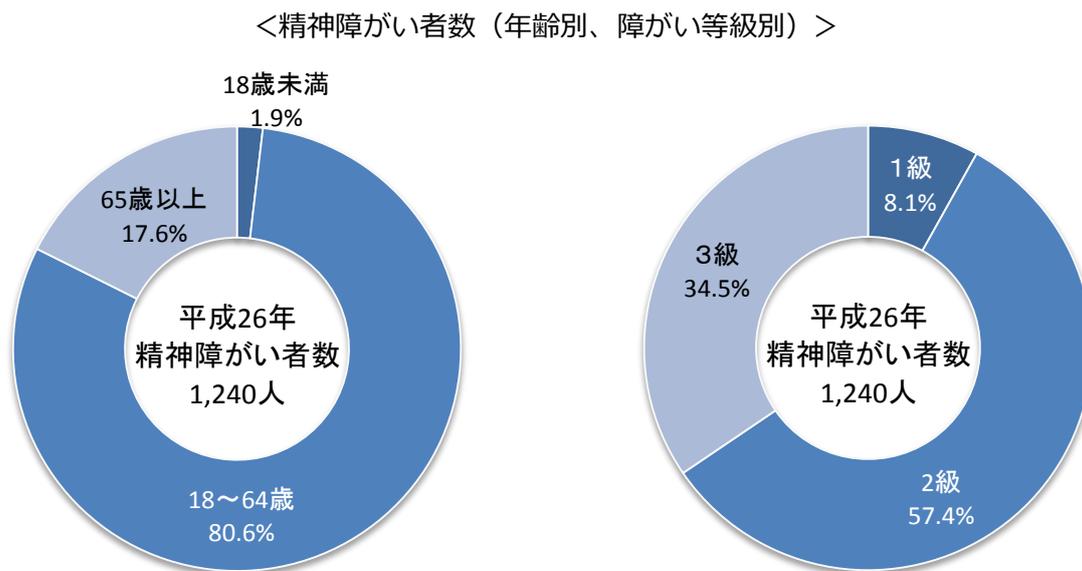


### (3) 精神障がい者

精神障がい者数は、平成26年3月31日現在、1,240人と推計されます。平成20年度からの6年間で389人増加しています。



年齢別にみると、18～64歳が80.6%、65歳以上が17.6%を占めています。障がい等級別にみると、1級8.1%、2級57.4%、3級34.5%の構成となっています。



(4) 難病患者

平成 26 年 3 月の特定疾患手当の\*疾病対象者数は、1,562 人です。疾病の種類としては、潰瘍性大腸炎が 257 人と最も多くなっています。

<特定疾患手当疾病対象者数（平成 26 年 3 月現在）>

疾病名	人数	疾病名	人数
<b>総数</b>	<b>1,562</b>		
スモン	4	特発性好酸球増多症候群	-
ベーチェット病	31	原発性胆汁性肝硬変	46
重症筋無力症	24	強直性脊椎炎	3
全身性エリテマトーデス	76	重症急性膵炎	9
多発性硬化症	21	特発性大腿骨頭壊死症	21
再生不良性貧血	17	びまん性汎細気管支炎	1
サルコイドーシス	28	混合性結合組織病	10
筋萎縮性側索硬化症	7	ミトコンドリア病	2
強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	49	原発性免疫不全症候群	-
特発性血小板減少性紫斑病	36	遺伝性(本態性)ニューロパチー	-
結節性動脈周囲炎	15	特発性間質性肺炎	17
潰瘍性大腸炎	257	プリオン病	2
高安病	9	網膜色素変性症	41
ビュルガー病	8	遺伝性QT延長症候群	1
天疱瘡	6	肺動脈性肺高血圧症	5
脊髄小脳変性症	29	先天性ミオパチー	1
クローン病	48	神経線維腫症(Ⅰ型/Ⅱ型)	9
劇症肝炎	1	網膜脈絡膜萎縮症	2
悪性関節リウマチ	3	進行性筋ジストロフィー	5
パーキンソン病関連疾患	175	ウィルソン病	4
アミロイドーシス(原発性アミロイド症)	3	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	16
後縦靭帯骨化症	53	骨髄線維症	6
ハンチントン病	2	亜急性硬化性全脳炎	-
ネフローゼ症候群	40	バッド・キアリ症候群	-
点頭てんかん	5	慢性血栓栓性肺高血圧症	2
ライゾーム病(ファブリー病を含む)	2	副腎白質ジストロフィー	-
先天性血液凝固因子欠乏症等	10	脊髄性筋萎縮症	-
モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	28	アレルギー性肉芽腫性血管炎	5
悪性高血圧	-	原発性硬化性胆管炎	-
ウェゲナー肉芽腫症	4	肝内結石症	1
母斑症	2	自己免疫性肝炎	26
特発性拡張型心筋症	28	肥大型心筋症	11
シェーグレン症候群	42	成人スティル病	7
多系統萎縮症	16	脊髄空洞症	4
多発性嚢胞腎	16	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	-
表皮水泡症(接合型及び栄養障害型)	-	球脊髄性筋萎縮症	2
人工透析を必要とする腎不全	166	拘束型心筋症	-
特発性門脈圧亢進症	1	リンパ管筋腫症(LAM)	1
膿疱性乾癬	2	重症多形滲出性紅斑(急性期)	1
ミオトニー症候群	1	黄色靭帯骨化症	3
広範脊柱管狭窄症	11	間脳下垂体機能障害	22

特定疾患手当\*：三鷹市が指定する特定疾患（難病）を治療している方を対象に支給しています。平成 26 年度は、82 種類の疾病を指定しています。

## (5) 児童・生徒数

平成26年8月現在、公立（公設公営）保育園9園で15人、公立（公設民営）保育園7園で8人、私立保育園4園で5人の預かり保育を行っています。

## ＜認可保育園における預かり状況＞

(人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
年齢別	0	3	8	3	6	8	28
	公立(公設公営)		公立(公設民営)		私立		合計
保育園別	15		8		5		28

※ 平成26年8月現在

公立(公設公営): 中央保育園、南浦東保育園、あけぼの保育園、新川保育園、三鷹台保育園、高山保育園、下連雀保育園、上連雀保育園、野崎保育園

公立(公設民営): 東台保育園、牟礼保育園、大沢台保育園、西野保育園、ちどりこども園、こじか保育園、南浦西保育園

私立: 井の頭保育園、みたかつくしんぼ保育園、ケンパ井の頭、椎の実子供の家

平成26年7月現在、7つの小学校の30クラス（固定学級13、通級学級17）に255人の児童が、7つの中学校の18クラス（固定学級11、通級学級7）に137人の生徒が在籍しています。

## ＜教育支援学級\*の児童・生徒数等＞

(人)

(クラス)

	児童・生徒数			学級数		
	固定学級	通級学級	合計	固定学級	通級学級	合計
小学校	84	171	255	13	17	30
中学校	72	65	137	11	7	18
小・中合計	156	236	392	24	24	48

(人)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学校	17	37	45	55	43	58	255
中学校	52	42	43				137

※ 平成26年7月現在

小学校: 第六小学校、第七小学校、大沢台小学校、高山小学校、南浦小学校、北野小学校、東台小学校

中学校: 第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校、第六中学校、第七中学校

教育支援学級\*: 国や東京都は「特別支援教育」という名称を用いていますが、三鷹市では一人ひとりのニーズに応じた支援は「特別」なことではなく、自然で当たり前のこととして捉え、「教育支援」と呼びます。また、「特別支援学級」については「教育支援学級（固定制）」「通級指導学級」については「教育支援学級（通級制）」という名称を用います。

平成 26 年 8 月現在、都立特別支援学校小学部に 37 人の児童が、中学部に 34 人の生徒が在籍しています。その他、私立特別支援学校小学部に 2 人、私立特別支援学校中学部に 1 人、国立特別支援学校中学部に 1 人に在籍しています。

また、都立特別支援学校高等部のうち「府中けやきの森学園」には、56 人が在籍しています。

＜東京都公立特別支援学校の児童・生徒数＞

(人)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学校	6	4	6	7	8	6	37
中学校	13	11	10				34
高等学校	19	17	20				56

※ 小・中学校は、平成 26 年 8 月現在

※ 高等学校は、平成 26 年 4 月現在

小学校：調布特別支援学校小学部、府中けやきの森学園小学部、久我山青光学園小学部、武蔵台学園小学部（府中分教室）  
 中学校：調布特別支援学校中学部、府中けやきの森学園中学部、久我山青光学園中学部、小金井特別支援学校中学部、  
 大塚ろう学校（中等部）、立川ろう学校（中等部）、武蔵台学園中等部（府中分教室）、中央ろう学校（中等部）、久留米  
 特別支援学校（中学部）  
 高等学校：府中けやきの森学園高等部

市内の全学童保育所で障がい児の受入れを行っており、平成 26 年 8 月現在、12 か所の学童保育所に 20 人の児童が入所しています。

＜学童保育所入所者数＞

(人)

	1年生	2年生	3年生	4年生	合計
学童保育所	5	4	8	3	20

※ 平成 26 年 8 月現在

## 2 障がい者施策に関する国制度の動向

近年の障がい者施策をめぐる国制度の動向は以下のとおりです。

<b>児童福祉法の一部改正 (平成 24 年 4 月施行)</b>	<p>障がい児を対象とした施設・事業は、平成 24 年 4 月から児童福祉法に一本化され、体系も再編された。</p> <p>また、通所支援について、実施主体が市町村となった。</p>
<b>障害者虐待防止法の成立 (平成 24 年 10 月施行)</b>	<p>虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が、平成 23 年 6 月に成立し、平成 24 年 10 月から施行された。</p>
<b>障害者基本計画(第3次)の策定(平成 25 年 9 月)</b>	<p>障害者基本法に基づき、政府が策定する障がい者施策に関する基本計画。障害者政策委員会は、平成 24 年 12 月に「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」をとりまとめ、内閣総理大臣あてに提出した。それを受け、政府は平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間を対象とする障害者基本計画(第3次)を策定した。</p>
<b>障害者総合支援法の成立 (平成 25 年 4 月施行、 一部平成 26 年 4 月施行)</b>	<p>障害者基本法の改正や障がい者制度改革本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるため、障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月より施行(一部、平成 26 年 4 月施行)された。</p>
<b>障害者優先調達推進法の成立 (平成 25 年 4 月施行)</b>	<p>障害者就労施設等の、国等からの受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設等で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月から施行された。</p>

<p><b>障害者権利条約の批准 (平成 26 年 1 月 20 日)</b></p>	<p>平成 26 年 1 月 20 日、日本は「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」を批准した。障害者権利条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有確保、障がい者の固有の尊厳の尊重促進など、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しており、障がい者に関する初めての国際条約となる。</p>
<p><b>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正 (平成 26 年 4 月施行)</b></p>	<p>平成 26 年 4 月 1 日から、保護者制度が廃止され、医療保護入院の要件を精神保健指定医 1 名の診断と家族等のいずれかの者の同意に変更した。 また、病院の管理者に退院後生活環境相談員の設置等の義務が新たに課せられることになった。</p>
<p><b>難病の患者に対する医療等に関する法律の成立 (平成 27 年 1 月施行)</b></p>	<p>平成 26 年 5 月、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立。同法では、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその財源に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることとなった。施行は平成 27 年 1 月。</p>
<p><b>障害者雇用促進法の改正 (平成 28 年 4 月施行、 一部平成 30 年 4 月施行)</b></p>	<p>平成 25 年 4 月に、雇用の分野における障がい者に対する差別を禁止するための措置及び精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」同年 6 月に成立した。施行は平成 28 年 4 月 1 日（ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しについては、平成 30 年 4 月 1 日）。</p>
<p><b>障害者差別解消法の成立 (平成 28 年 4 月施行)</b></p>	<p>「障害者権利条約」の批准に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立した。施行は一部の附則を除き平成 28 年 4 月 1 日。</p>

### 3 障害福祉サービス等の利用実績

#### (1) 訪問系

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を合わせた訪問系サービスの実績値（合計）は、平成24年度から平成25年度にかけてやや減少していますが、平成26年度は平成24年度とほぼ同程度の利用量となる見込みです。

なお、重度障がい者等包括支援については、平成24年度から平成26年度の利用実績はありません。

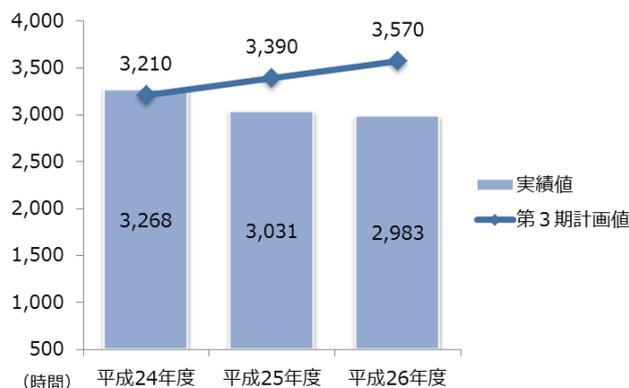
訪問系サービスについては、障がい者の高齢化等に伴い、介護保険サービスへの移行や併給ケースが増加した事や、サービス等利用計画の導入により適切なケアマネジメントが実施された事などにより、実績値は計画値を下回る見込みです。

＜訪問系サービスの実績値等＞

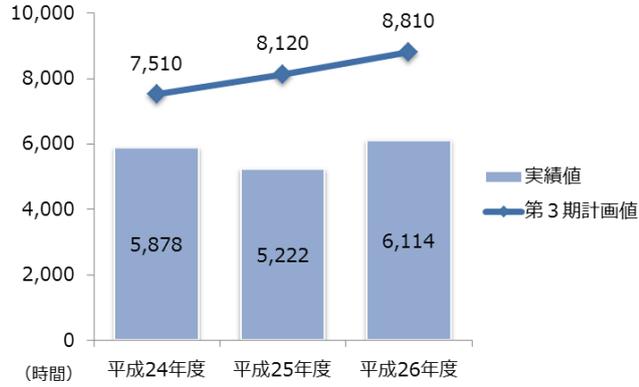
サービス名	年度	第3期計画値(1か月あたり)			実績値(1か月あたり)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	時間	3,210	3,390	3,570	3,268	3,031	2,983
	人	162	170	179	162	157	162
重度訪問介護	時間	7,510	8,120	8,810	5,878	5,222	6,114
	人	25	26	27	21	18	20
同行援護	時間	609	660	726	815	723	778
	人	50	55	61	39	32	29
行動援護	時間	560	710	890	375	477	470
	人	18	22	28	14	16	19
重度障がい者等 包括支援	時間	720	720	720	0	0	0
	人	1	1	1	0	0	0
合計	時間	12,609	13,600	14,716	10,336	9,453	10,345
	人	256	274	296	236	223	230

※ 実績値は各年度10月分

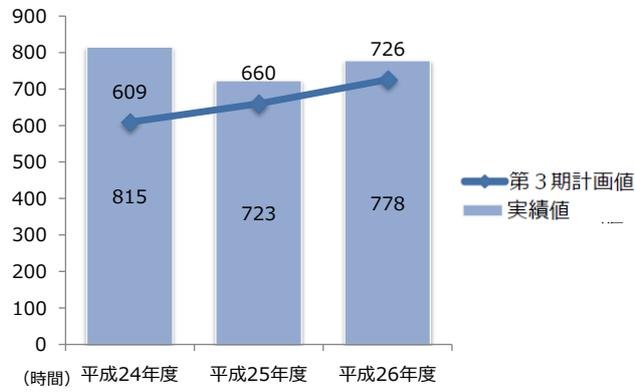
居宅介護



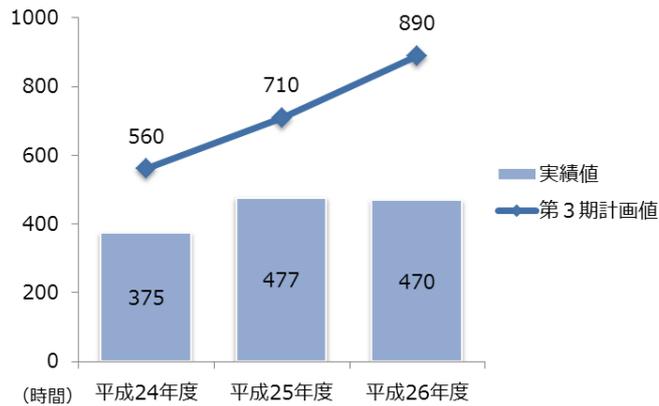
### 重度訪問介護



### 同行援護



### 行動援護



## (2) 日中活動系

生活介護の実績値は、平成24年度から平成26年度にかけて、概ね横ばい傾向となっています。

自立訓練（機能訓練）を行う事業所は市内にはなく、利用者は毎年1～2人となっています。自立訓練（生活訓練）の実績値は、平成24年度に比べて、平成25年度は若干減少しましたが、平成26年度は増加する見込みです。

就労移行支援の利用量は、第3期計画値の見込みを大きく上回っており、年々増加傾向にあります。

就労継続支援（A型）の実績値は、年々増加傾向にあり、平成26年度の利用量は平成24年度のほぼ倍となる見込みです。就労継続支援（B型）の実績値は、平成24年度から平成25年度にかけてやや減少していますが、平成26年度は、ほぼ平成24年度と同程度になる見込みです。

療養介護の利用者数は微増傾向にあり、第3期計画の見込みを上回っています。

短期入所の実績値は、年々増加傾向にあり、平成24年度時点で既に第3期計画値の約2倍となっています。

日中活動系サービスでは、施設入所待機者等のニーズや、家族支援（レスパイト\*）としての介護ニーズにより短期入所サービス利用量が、推計値を大きく上回りました。

また、就労継続支援（B型）事業においては、企業による障がい者雇用の促進や、利用者の高齢化による介護保険サービス（デイサービス等）への利用移行が進んだことなどから、計画値を下回ったものと考えられます。

### <日中活動系サービスの実績値等>

サービス名	年度	第3期計画値(1か月あたり)			実績値(1か月あたり)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	人日分	5,152	5,667	6,234	5,455	5,390	5,516
自立訓練(機能訓練)	人日分	60	60	60	36	23	4
自立訓練(生活訓練)	人日分	159	191	230	164	123	198
就労移行支援	人日分	284	313	344	430	632	690
就労継続支援(A型)	人日分	368	380	410	171	294	343
就労継続支援(B型)	人日分	5,666	6,425	7,285	6,255	6,029	6,222
療養介護	人分	19	19	19	20	21	21
短期入所	人日分	210	210	210	403	467	576
	人	30	30	30	64	62	78

人日分：「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」

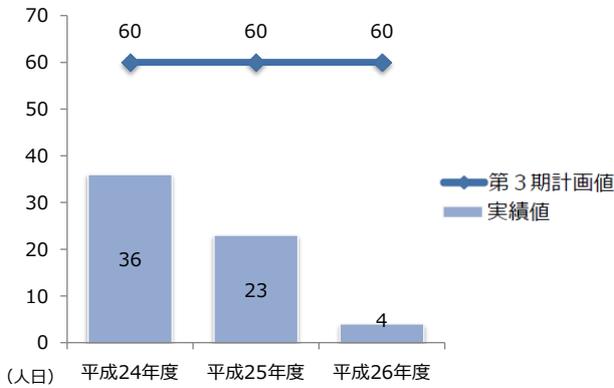
※ 実績値は各年度10月分

レスパイト\*：「休息」「息抜き」「休止」という意味で、障がい児・者をもつ親・家族を一時的に、一定の期間、その障がい児・者の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、ほっと一息つけるようにする支援のことです。

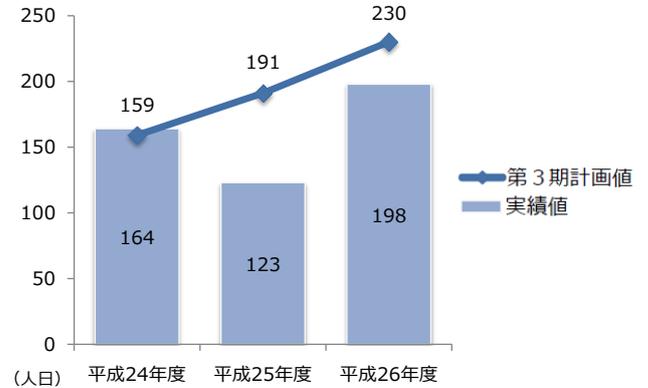
### 生活介護



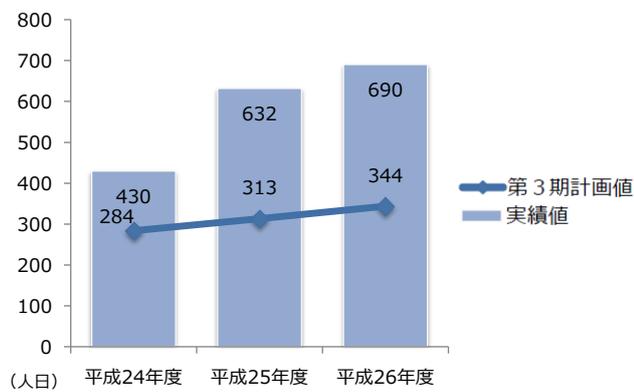
### 自立訓練（機能訓練）



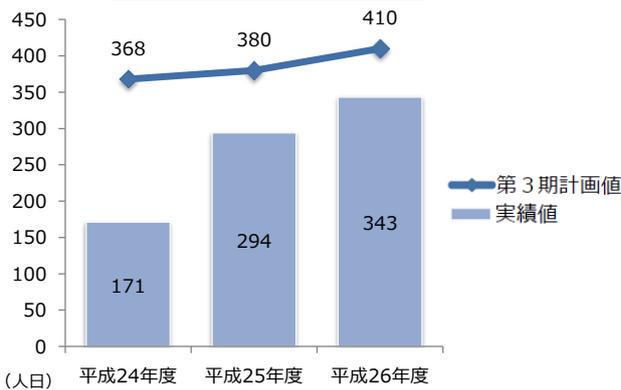
### 自立訓練（生活訓練）



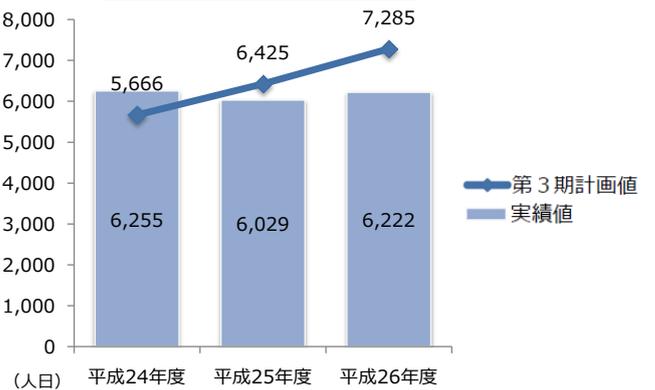
### 就労移行支援



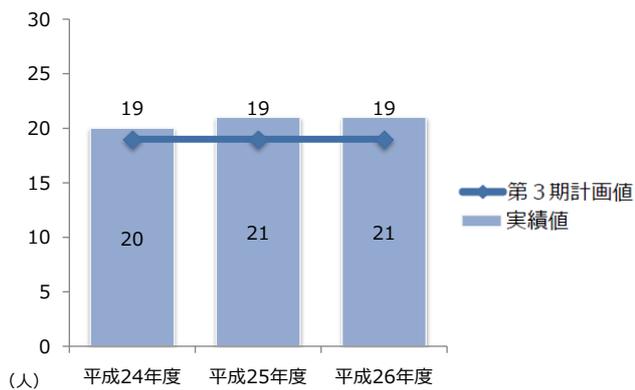
### 就労継続支援（A型）



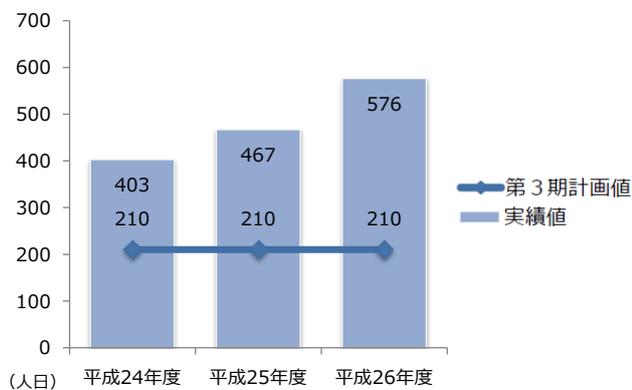
### 就労継続支援（B型）



療養介護



短期入所



### (3) 居住系

共同生活援助の利用者数は、第3期計画の見込みよりは下回っているものの、年々増加傾向にあります。施設入所支援の利用者数は、平成26年度は平成24年度と比較して減少していますが、入所待機者の状況等から、今後は一定程度増加する見込みです。

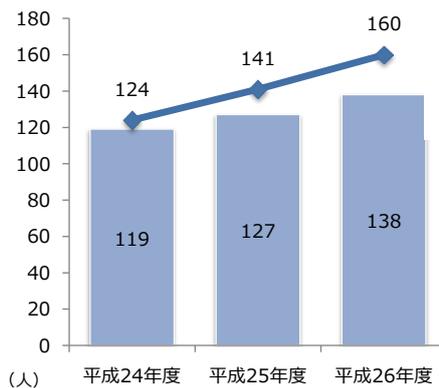
居住系サービスについては、障がい者の地域移行ニーズの増加に伴い共同生活援助のサービス量が増加している一方、障がい者の重度化等の進展により施設入所支援については、計画値を上回りました。

#### <居住系サービスの実績値等>

サービス名	年度	第3期計画値(1か月あたり)			実績値(1か月あたり)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助	人分	124	141	160	119	127	138
施設入所支援	人分	130	127	123	137	139	132

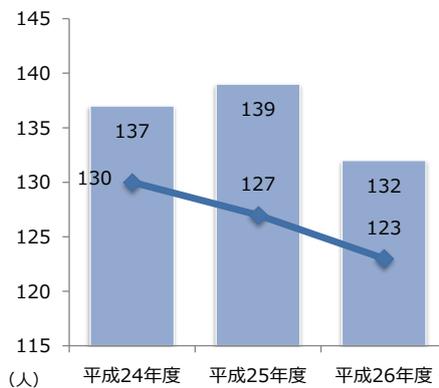
※ 実績値は各年度10月分

#### 共同生活援助



※ 共同生活介護(ケアホーム)は、平成26年4月より、共同生活援助(グループホーム)に一元化されました。

#### 施設入所支援



<市内にある障害福祉サービス事業所>

【訪問系】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO グレースケア</li> <li>・アースサポート三鷹上連雀</li> <li>・アースサポート三鷹新川</li> <li>・オレンジハート指定訪問介護事業所</li> <li>・ケア21 三鷹</li> <li>・ケアサービスみけ猫</li> <li>・ケアサポートあすなろ</li> <li>・ケアスペースなごみ</li> <li>・ジャパンケア三鷹下連雀</li> <li>・なのはな介護三鷹</li> <li>・ニチイケアセンター三鷹</li> <li>・やさしい手三鷹巡回訪問介護事業所</li> <li>・やさしい手三鷹訪問介護事業所</li> <li>・ライフリンク東京</li> <li>・ラヴィータ三鷹</li> <li>・花岡ホームヘルプサービスセンター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービスあつぷ</li> <li>・介護支援事業所・さくら</li> <li>・三鷹ナース・ヘルパーセンター</li> <li>・三鷹市社会福祉協議会訪問介護事業所</li> <li>・森のくまさん</li> <li>・多摩たんぼぼヘルパーステーション</li> <li>・長谷川病院居宅介護・行動援護事業所</li> <li>・特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあいみかたすけあいワーカーズこもれび</li> <li>・特定非営利活動法人エンゼル・ハート</li> <li>・特定非営利活動法人障害者生活支援センターインみたか</li> <li>・日向ケアサ</li> <li>・有限会社A L Sスペシャルサービス</li> <li>・有限会社ハーモニーケアサービス</li> </ul>
---	---

※ 平成 26 年 12 月 1 日現在

【日中活動系】

生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大沢にじの里</li> <li>・アクティビティセンターはばたけ</li> <li>・三鷹市北野ハピネスセンター</li> <li>・にじアート</li> <li>・すきっぷ</li> <li>・ソレイユ</li> <li>・わたしたちのいえかごめかごめ</li> </ul>
自立訓練（機能訓練）	—
自立訓練（生活訓練）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巣立ち風</li> </ul>
就労移行支援：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップハーモニー</li> <li>・工房 時</li> <li>・ウェルビー三鷹センター</li> </ul>
就労継続支援（A型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップハーモニー</li> <li>・三鷹ひまわり第一共同作業所</li> </ul>
就労継続支援（B型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巣立ち工房</li> <li>・巣立ち風</li> <li>・三鷹ひまわり第一共同作業所</li> <li>・三鷹ひまわり第二共同作業所</li> <li>・三鷹ひまわり第三共同作業所</li> <li>・むうぶ舎新川</li> <li>・むうぶ舎中原</li> <li>・食茶房むうぶ</li> <li>・未来工房にじ</li> <li>・リビングハウスマム</li> <li>・すきっぷ</li> <li>・工房 時</li> <li>・ワークセンターいくせい工房</li> <li>・ワークセンターゆめ</li> <li>・ワークセンターゆうゆう舎</li> <li>・ワークセンタータートルステップ</li> </ul>
療養介護	—
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大沢にじの里</li> <li>・ショートステイさくら</li> </ul>

※ 平成 26 年 12 月 1 日現在

**【居住系】**

共同生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホーム陽だまり</li> <li>・野川ホーム</li> <li>・グリーンコート</li> <li>・グループホーム・ピアいのかしら</li> <li>・ひまわりの家</li> <li>・ケアホームにじ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つなぐなかまの家</li> <li>・巣立ちホーム</li> <li>・巣立ちホーム三鷹第2</li> <li>・ホーム つぼみ</li> <li>・ケアホームウインズ</li> </ul>
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大沢にじの里</li> </ul>	

※ 平成 26 年 12 月 1 日現在

**【障がい児支援】**

放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・にじアート児童デイサービス</li> <li>・なかよし教室</li> </ul>
児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三鷹市北野ハピネスセンターくるみ幼稚園</li> <li>・あきやまケアルーム</li> </ul>

※ 平成 26 年 10 月 1 日現在

障がい児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業所 結い</li> <li>・障がい者相談センター つなぐ手</li> <li>・三鷹市北野ハピネスセンター</li> <li>・相談支援事業所にじアート</li> <li>・じゅうと生活サポートセンター</li> </ul>
----------	---

※ 平成 26 年 12 月 1 日現在

**【相談支援】**

計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三鷹市障がい者自立支援センターゆー・あい</li> <li>・野の花</li> <li>・めだか相談室</li> <li>・相談支援事業所 結い</li> <li>・ひまわり</li> <li>・障がい者相談センター つなぐ手</li> <li>・三鷹市北野ハピネスセンター</li> <li>・長谷川病院特定相談支援事業所</li> <li>・障がい者計画相談センターくも</li> <li>・相談支援事業所にじアート</li> <li>・相談支援事業所にじネット</li> <li>・じゅうと生活サポートセンター</li> <li>・たんぼぼ相談支援事業所</li> </ul>
地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三鷹市障がい者自立支援センターゆー・あい</li> <li>・野の花</li> <li>・長谷川病院一般相談支援事業所</li> </ul>
地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三鷹市障がい者自立支援センターゆー・あい</li> <li>・野の花</li> <li>・長谷川病院一般相談支援事業所</li> </ul>

※ 平成 26 年 12 月 1 日現在

#### (4) 地域生活支援事業

移動支援事業の利用者数は、ほぼ横ばい傾向にありますが、延べ利用時間は年々増加しています。

移動支援事業の利用対象者数は、計画値ほど伸びませんでした。社会参加等利用ニーズの多様化により延べ利用時間が増加したと考えられます。

日中一時支援事業の利用者数は、平成25年度、平成26年度はほぼ同程度になる見込みです。

生活サポート事業の利用者数は、平成24年度以降、2～3人で推移しており、第3期計画の見込みを下回っています。

また、生活サポート事業については、適正な障害程度区分認定の実施により、当該事業の対象者（非該当と判定され、一定の居宅支援が必要な者）が減少したことを主な要因として、実績値が計画値を下回ったものと考えられます。

##### <地域生活支援事業の実績値等>

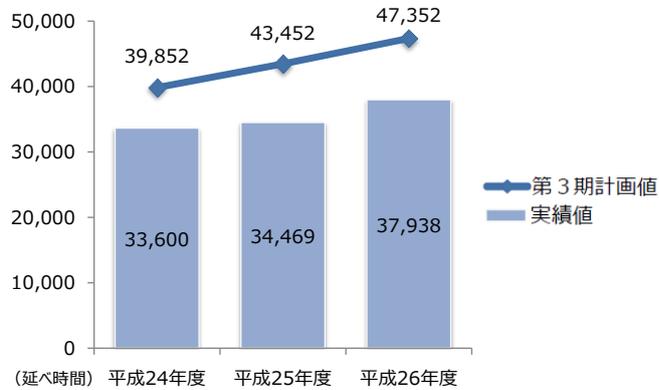
サービス名	年度	第3期計画値			実績値		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	人	250	270	290	254	251	245
	延べ時間	39,852	43,452	47,352	33,600	34,469	37,938
日中一時支援事業	人	70	78	81	46	40	37
	延べ人数	1,425	1,482	1,539	1,516	1,372	1,420
生活サポート事業	人	5	6	7	2	3	2
	延べ人数	300	360	420	160	259	200

※ 第3期計画値の移動支援事業「延べ時間」は月間延べ時間を12倍したもの

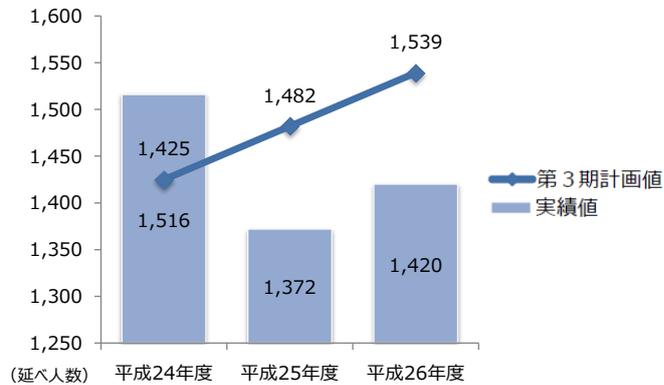
サービス名	年度	実績値		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度 ※見込み
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	0	0
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣(直営)	397	475	462
	手話通訳者派遣(委託)	35	13	4
	要約筆記者派遣	20	9	8
	読み書き支援員派遣	123	110	130
	合計	575	607	604
社会参加促進事業	パソコン講習会	14	12	10
	水泳教室	409	355	403
	作品展	137	136	136
	点字・声の広報	821	879	908
	自動車運転免許取得・改造費助成	9	5	7
	合計	1,390	1,387	1,464

サービス名		年度	実績値		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度 ※見込み
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付件数	10	7	22
	自立生活支援用具		29	10	16
	在宅療養等支援用具		15	12	22
	情報・意思疎通支援用具		37	41	16
	排泄管理支援用具		2,400	2,907	2,814
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		4	2	4
手話講習会事業		修了見込者数	114	117	100
地域活動支援センター	地活Ⅰ型	登録者数	94	85	85
	地活Ⅱ型		—	20	20
	合計	登録者数	94	105	105

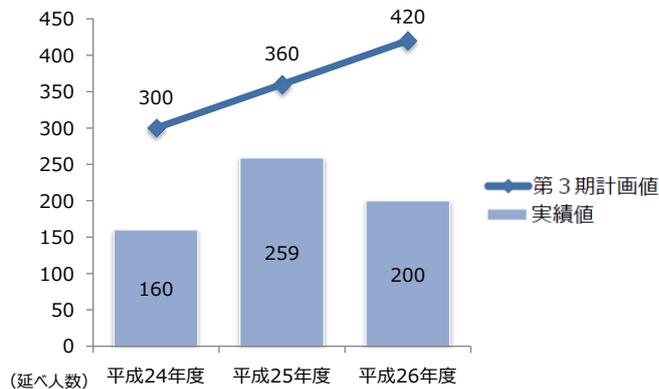
移動支援事業



日中一時支援事業



生活サポート事業



## 4 障がい者等の生活と福祉実態調査の結果

三鷹市では、障がいのある方の現状や今後の課題及び福祉サービスに対する要望などを把握することを目的として、平成25年度に「障がい者等の生活と福祉実態調査」を実施しました。

### (1) 調査の概要

調査の対象者、有効回答数は表のとおりです。

#### 【郵送調査】

調査種別	対象者	対象者数	有効回答数
ア 障がい者調査	市内在住の18歳以上65歳未満の方で、障害者手帳を所持している方(手帳の種類ごとに1/2を無作為抽出)	1,268名	609名 (有効回答率 48.0%)
イ 障がい児調査	市内在住の18歳未満の方で、障害者手帳を所持する方。(全数調査)	290名	159名 (有効回答率 54.8%)
ウ 難病患者調査	市内在住の65歳未満の方で、特定疾患手当受給者(障害者手帳保持者を除く)(全数調査)	609名	367名 (有効回答率 60.3%)

#### 【グループインタビュー調査】

エ 高次脳機能障がい、発達障がいのある人への支援に関するグループインタビュー調査 ※18歳以上の人への支援 市内の支援関係機関のスタッフ 協力者6名 ※18歳未満の人への支援 三鷹市在住の発達障がい児の母親 協力者6名
---

### (2) 調査結果の概要

#### ア 障がい者調査

##### (ア) 障害福祉サービスの利用状況と利用希望、情報の希望について

- ・ 過去の調査と比べて、大きな変化がない。
- ・ 周知の低さ、障がいの種別に応じた周知の工夫が継続して必要
- ・ サービスをもっと知りたいという希望は強い。

##### (イ) 医療や健康について

- ・ 障がいの種別によって、医療についての困り感が異なる。
- ・ 障がいのある人が気軽に相談できるような窓口、専門機関などの周知や充実が必要

##### (ウ) 日常生活における援助ニーズ

- ・ 「人とのコミュニケーション」「銀行や市役所の手続き」「バスや電車に乗って外出」に関して、援助が不足していると感じている人が多い。

- ・ 周囲の人の障がいへの理解や、差別、偏見等をなくすための取組みについて検討が必要

## (工) 就労

- ・ 現在、働いていない人の割合が、精神障がいのある人で高い。
- ・ 働いていない人の約4割が就労を希望している。
- ・ 「ハローワーク」は、どの障がいのある人にも多く利用されていた。それ以外の就労支援機関の周知や情報提供などについて、更に検討が必要
- ・ 就労している人ではフルタイム勤務が多いが、精神障がいのある人では週10時間未満が約4割
- ・ 職場環境、上司や同僚のちょっとした配慮で解決できる問題もあるため、障がいのある人が円滑に就労することができる配慮のポイントなどの情報提供なども重要

## (オ) 社会参加

- ・ 地域活動に参加せず、日中の活動場所が「自宅」という人が多い。
- ・ 地域活動に必要な条件としては、周囲の人の理解や、行事等の情報

## (カ) 社会的支援

- ・ どの障がいでも「家族・親戚」からの支援が多い。
- ・ 身体障がいのある人は「友人・知人」からの支援も多い。
- ・ 知的障がい、重複障がいのある人は「通所施設や勤務先のスタッフ」からの支援も多い。
- ・ 精神障がいのある人では「障がいのある友人・知人」や「病院のスタッフ」などが多く見られた。特に、「障がいのある友人・知人」は、3割弱みられ、同じ障がいのある人同士が支援資源となっている現状がうかがえる。

## イ 障がい児調査

### (ア) 障害福祉サービスの利用状況と利用希望、情報の希望について

- ・ 過去の調査と比べて、大きな変化がない。
- ・ 利用希望は全体的に高い。
- ・ 障害福祉サービスの名称や雰囲気は知っていても、具体的な内容まで知らないために、必要性があっても利用につながらないという可能性がある。
- ・ それぞれの障害福祉サービスの具体的な内容をわかりやすく伝えていく工夫が必要

## (イ) 医療や健康について

- ・ 定期的に通院している人が過半数
- ・ 障がいのある人が気軽に相談できるような窓口、専門機関などの情報提供や充実が必要

## (ウ) 日常生活における援助ニーズ

- ・ 対象者が未成年のためか、多くのことで援助が必要とされている。

## (エ) 通園・通学、放課後の過ごし方

- ・ 通園・通学先が遠い、通園・通学方法が不便という人が多い。
- ・ 放課後の過ごし方は、自宅にいる人が多い。

## (オ) 社会参加・外出

- ・ 地域活動への参加は「ほとんど参加していない」人が約6割
- ・ 精神障がい、重複障がいのある人では外出頻度が少なく、自宅にすることが多い。
- ・ 障がい児と、ケア提供者の社会参加の促進について検討が必要

## (カ) 主にケアしている人のケア負担について

- ・ 主にケアしている人は「母親」が大半を占める。
- ・ ケアによる心身の不調、自由な時間がとれない、仕事に出られないことなどを感じている人が多い。
- ・ 代わりにケアを頼める人が「いない」という人が過半数
- ・ 保護者が何らかの息抜きができるような場所や、何かあった時に一時的にケアを頼めるような場所などを充実することが必要

## (キ) ケア提供者の健康状態について

- ・ 主観的健康度が「あまりよくない」「よくない」という人が約2割
- ・ ケアが忙しくて、医療機関に行かなかったことがある人は約4割
- ・ 身体的愁訴、情緒的消耗、心理的健康度（抑うつ状態）は良くない傾向
- ・ ケア提供者の心身の健康状態の改善のためにも、利用しやすい形での何らかの支援を検討する必要

## (ク) ケア提供者のストレス対策について

- ・ ケア提供者自身が、積極的にストレスへの対処方法をとっている。
- ・ 重複障がいのケア提供者では、自分の時間を持つことができない状況が多い。
- ・ ケア負担がケアをする人に集中してしまっている状況

### (ケ) 社会的支援

- ・ ケアを手伝ってくれる人は、「家族・親戚」に集中、「誰もいない」人が15%程度
- ・ 話を聴いてくれたり、理解してくれる人、障がいのことなどで相談に乗ってくれる人は「家族・親戚」以外に「障がいのある子どもがいる友人・知人」「友人・知人」が多い。
- ・ 障がい種別によって、支援してくれる人が異なる傾向がある。
- ・ 福祉サービスの支援を必要とする人に、適切な支援がなされ、障がい当事者やケア提供者、その家族が孤立してしまったり、問題を家庭内でとじこめてしまったり、ケア負担が集中してしまわないような対策の検討が必要

## ウ 難病患者調査

### (ア) 障害福祉サービスの利用状況と利用希望、情報の希望について

- ・ 障害福祉サービスの認知度は全体的に低い。
- ・ いずれの障害福祉サービスについても「現在は利用する必要がない」が8割以上と多いが、障害福祉サービスに関する情報を希望する割合も高い。

### (イ) 就労

- ・ 18歳以上で就労している人は6割以上
- ・ 40代になると就労率が減少するため、加齢に伴う病状の変化が、何らかの影響を与えている可能性について検討することが必要

### (ウ) 医療

- ・ 定期的に通院している人がほとんどである。
- ・ 医療について困っていることは「特にない」が最も多く、次いで「医療費等の負担が大きい」。
- ・ 専門医療機関や受診できる医療機関が近くにないという困難さもあげられており、難病であるが故の不安や困難さがある。

### (エ) 社会的支援

- ・ 家族・親戚が支援資源として集中している。
- ・ 何か困ったことなどがあっても、当事者と限られた周囲の人だけで抱え込まれてしまう可能性も考えられるため、専門相談窓口の整備が必要

## エ 高次脳機能障がい、発達障がいのある人への支援に関するグループインタビュー調査

(ア) 高次脳機能障がいのある人は自分の障がいに気づけなかったり、知識・理解が不足してしまうこともある。

- ・ 中途障がいや、身体障がいを伴っていたりすると、本人が高次脳機能障がいに気づかない場合がある。
- ・ 本人や家族が生活に困っていても、必要な支援を受けず必死に過ごしている状況もある。
- ・ 高次脳機能障がいに関する知識や支援サービスに関する情報が不足している状態
- ・ できるだけ早くサポートを受けられるシステム整備が重要

(イ) 成人になって発達障がいがあった人は、自分が発達障がいであると理解できないこともある。

- ・ 成人期以降で、生活に困難が生じ、発達障がいの可能性がわかってきたとしても、イメージしにくく理解できなかったり考えもつかないという状況になることが多い。
- ・ 本人に障がいに関する理解や受容をしてもらうことが支援を進める際の課題である。

(ウ) 幼少期に発達障がいであることを指摘されても、保護者が受け入れられない場合がある。

- ・ 健康診断などで発達障がいの可能性を指摘されても、保護者が受け入れられない場合がある。
- ・ どこにも相談できず母親一人が孤立してしまうことがある。
- ・ 保護者が孤立しないよう、抵抗なく利用できる窓口体制の整備や行政からの情報提供などが課題

(エ) 家族の負担が大きい

- ・ 夫に高次脳機能障がいがあると、妻が家計を支えるために働き、かつ、夫のケアなどもしなければならない状況になる。家族がストレスを抱え込んだまま、疲弊している現状がある。
- ・ 発達障がいのある人では、年齢にかかわらず、母親のケア負担が大きい。
- ・ 子どもの放課後の居場所がないことで、母親が外出をあきらめたり、きょうだい児の学校行事に出られないことがある。
- ・ 家族支援を充実させ、家族が孤立しないような体制を整備することが不可欠

### (オ) 専門支援機関の不足

- ・ 支援者が相談を受けても、専門支援機関につなげられなかったりする。
- ・ 既存の障害福祉サービスでは、障がい特性に合わず、本人たちが利用しづらいことがある。
- ・ 18歳未満の発達障がいのある人に対する支援では、サービス利用希望者が多く、利用することができないという現状
- ・ 男性ヘルパーが不足しており、利用を希望しても断られてしまう。
- ・ 継続した支援、支援機関同士の情報共有、市職員の内部異動があっても途切れない支援が重要
- ・ 支援の核となる支援機関、窓口、コーディネーターなどの専門職の存在などが必要